

新型コロナウイルスのある生活のための  
岐阜市総合対策（第 8 版）

令和 3 年 9 月 1 日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 目次

- 1 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発
  - (1) 市民の皆様への周知・啓発
  - (2) 事業者の皆様への協力依頼
- 2 イベント、市有施設等の対応方針
  - (1) イベント等の取り扱い
  - (2) 市有施設の取り扱い
  - (3) キャンセルに伴う使用料の返還方針
- 3 オール岐阜市役所での感染防止対策
  - (1) 学校等の感染防止対策等
  - (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
  - (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
  - (4) 市民窓口等における感染防止対策
  - (5) 職員の感染防止対策
  - (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
  - (7) 市民病院の診療体制
- 4 医療・予防体制の充実
  - (1) 保健所の体制
  - (2) 検査体制等
  - (3) 宿泊療養施設の弾力的運用(岐阜県)
  - (4) 自宅療養の支援体制(岐阜県)
  - (5) 災害に準じた医療体制の構築(岐阜県)
  - (6) 患者の搬送
  - (7) ワクチン接種
- 5 社会経済活動の支援
  - (1) 市民生活の支援
  - (2) 経済・就労支援
- 6 ポストコロナ社会への対応
  - (1) デジタルトランスフォーメーションの推進
  - (2) 新しい生活様式への対応
- 7 令和3年度総合対策の事業体系

参考1 令和2年度の緊急対策事業

参考2 岐阜市における主な対応状況

参考3 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定(令和3年8月27日変更)

「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※各章に記載の事業の内、予算承認前の事業については、議会の承認を経て決定する。

## I 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

### (1) 市民の皆様への周知・啓発

#### ① 新しい生活様式の徹底等の呼びかけ

市民に向けて

- 「密の回避」や「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめ、感染状況に応じた感染防止対策や「新しい生活様式」、「感染リスクが高まる『5つの場面』の回避」等を市の広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広く市民へ周知

【活用する媒体等】

広報ぎふ、市公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、防災行政無線、防災情報メール、テレビ、ラジオ、地域情報誌、市有施設等でのポスター掲示、市庁舎のライトアップ、JR岐阜駅北口歩行者用デッキの情報案内板

- 患者の発生状況、感染対策のお願いを記載した文書を、自治会に定期配布

外国人市民に向けて

- 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の多言語での文書を掲示
- ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skypeを活用した生活相談を継続

◆ 英語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00  
金 9:00～12:00、13:00～15:00  
◆ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00  
◆ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00  
金 9:00～12:00、13:00～15:00  
◆ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00  
◆ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00

- 市ホームページ等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載

#### ② 謹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」を随時更新
- 啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ配布及び設置
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止、いわゆるストップ！「コロナ・ハラスメント」等の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、

パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権教育や人権啓発に粘り強く取り組む

#### ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

## ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

### 1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナは人類未知のウイルスであり、誰しも怖いものです。この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていませんか？ 身近なところで以下のようのこと（コロナ・ハラスメント）が起こっていませんか？

- ・隣接した感染者が、お店の方から『嫌われ』と言われた。
- ・会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・感染者が、退院後にティザービスを断られた。
- ・インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・感染者の子どもが、学校でコロナのことついじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・感染者が発生した地域で、誰からせんと/orが屋敷られた。
- ・飲食店が、感染者が発生したという噂により、撤退被害にあった。
- ・医療従事者の子どもが、医務所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・感染者が多発している県のメンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・感染者が出ていた学校の学生が、アルバイト先から辞職された。

### 2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナは、誰でも感染する可能性があり、私たちが聞いている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

このように人の絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別の扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることではありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方に改めて感謝しましょう。

○ご相談・お問い合わせは、以下まで。

- ・岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)
- ・岐阜市人権啓発センター(058-214-6119)



#### <「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「3密の回避」の習慣化
  - 人との距離の確保
    - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との距離を確保（できるだけ2m。最低1m）
    - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用
    - ・ 外出時の予約の活用
  - マスクの着用
    - ・ 仕事や買い物などで外出するときは、熱中症に注意しつつマスクを着用
  - 手洗いの励行
    - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手洗い
    - ・ 自らの体調管理の徹底・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しない。
  - 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち、1つでも回避
  - 感染リスクの高まる「5つの場面」を回避する。
- 感染リスクの高い場や行動は避ける
  - ・ 閉め切った空間、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触などは避ける。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り直正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人ととの間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人ととの間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれば違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩くや自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちはよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

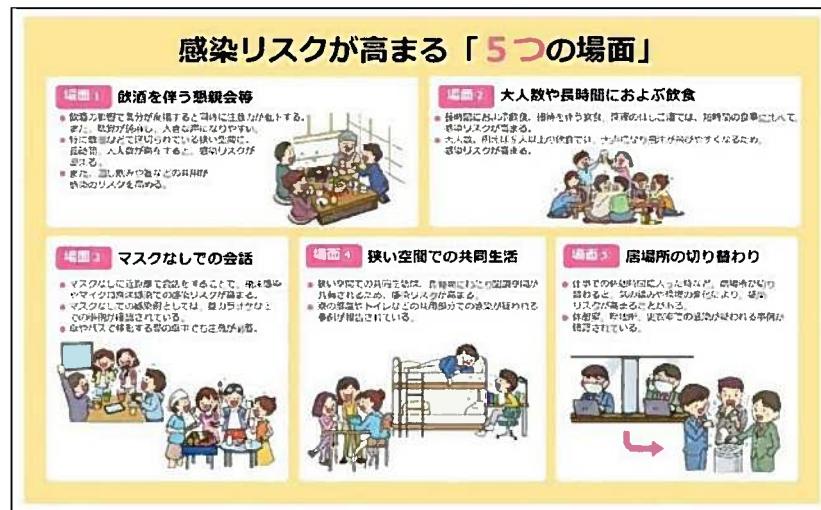
- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：新型コロナウイルス感染症専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）6月19日一部変更

### 感染リスクが高まる「5つの場面」



出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会  
「分科会から政府への提言」（令和2年10月23日）

静かなマスク会食を!



## 飛沫感染しないため黙食のすすめ



## (2) 事業者の皆様への協力依頼

### ① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底等

各職場において、感染防止の担当者（ぎふコロナガード）を設置し、業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考3](#)に基づき、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施した店舗では、「with コロナステッカー」や「新型コロナ対策実施中！ステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



with コロナステッカー

見本



新型コロナ対策実施中！ステッカー

見本

### ② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

#### <「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を保持。また、頻繁に換気を実施
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取る。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努める。
- 従業員のマスク着用、手指消毒の徹底
- 毎日、従業員の健康チェックの徹底
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れる。また、オンライン会議を活用
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底

## 2 イベント、市有施設等の対応方針

### (1) イベント等の取り扱い

8月20日(金)から9月12日(日)までの間に開催する市主催、共催及び指定管理者が行うイベント、各種講座については、原則、中止又は延期とする。

なお、民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針参考3に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

### (2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針参考3に基づいた感染防止対策を徹底する。

#### 【8月20日～9月12日の対応】

8月20日(金)から9月12日(日)までの間は、これ以上感染を拡大させないため、下記の市有施設について、原則、休館、利用停止とする。

##### 【休館、利用停止とする施設】

###### ○観光施設

岐阜城、道の駅柳津交流センター、鵜飼観覧船造船所、観光案内所 等

###### ○文化施設

歴史博物館、長良川うかいミュージアム、加藤栄三・東一記念美術館、図書館 等

###### ○貸館施設等

みんなの森 ぎふメディアコスモス、コミュニティセンター(8)、公民館(50)、市民会館、

文化センター、長良川国際会議場、じゅうろくプラザ、サンライフ岐阜、鵜飼観覧船 等

###### ○運動施設

テニスコートや野球場等の運動施設、体育館(10)、岐阜市スポーツ交流センター、

健康ステーション 等

###### ○児童施設

児童館(13)、科学館、青少年会館(5) 等

###### ○福祉施設

老人福祉センター 等

また、図書館については、予約貸出しは利用可能。

そのほか、放課後児童クラブで使用している施設については、使用可能。

### (3) キャンセルに伴う使用料の返還方針

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベントや講座、市有施設の閉鎖により開催できなくなったイベント等に関する使用料については、基本的に徴収しない。

【対象期間】令和3年8月20日(金)～令和3年9月12日(日)

### 3 オール岐阜市役所での感染防止対策

#### (1) 学校等の感染防止対策等

- 各施設において、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施するとともに必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備

##### 市立小学校、中学校

- 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフを、全小中学校に配置
- 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- 授業は原則、9月12日までは、分散登校+オンライン授業のハイブリッド方式で実施
- 児童生徒の半数を目途として、登校日・オンライン日を設け、1日の登校する全児童生徒の数を5割程度とする。
- 登校日は一日交代とし、登校日以外の児童生徒はオンラインで授業に参加
- 家庭の都合等で毎日の登校またはオンラインを希望する場合は、学校と相談のうえ、個別に対応
- 感染リスクの高い教育活動（合唱や接触のある体育の授業）は避ける。
- 9月12日までは、土曜授業・行事・校外学習等は、中止もしくは延期
- 9月12日までは、部活動は原則中止とする。ただし、次につながる大会やコンクールが2週間以内にある部活動については、感染症対策を徹底した上で、平日2時間以内、土日どちらか1日3時間以内の活動を可とする。

##### 岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス3台を増便
- 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認（スクールバス利用者はバス乗車前に確認）、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で

### 検温を実施

- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフ（小学部、中学部、高等部）を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 緊急事態宣言期間においても、特別支援学校は、もともと人数が少ないとから毎日の登校とする。
- ・ 感染リスクの高い教育活動（合唱や接触のある体育の授業）は避ける。
- ・ 9月12日までは、土曜授業・行事・校外学習等は、中止もしくは延期
- ・ 9月12日までは、部活動は原則中止とする。ただし、次につながる大会やコンクールが2週間以内にある部活動については、感染症対策を徹底した上で、平日2時間以内、土日どちらか1日3時間以内の活動を可とする。

### 市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施
- ・ 清潔庫による衛生環境の管理
- ・ 学年ごとの時間差の登降園の実施

### 岐阜商業高等学校

- ・ 9月12日までオンライン形式の授業を実施、生徒は原則として自宅で学習、ただし、希望者には、個別登校で教育相談（進路相談等）を実施
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員が消毒を実施、教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を

### 実施

- ・ 9月12日までは、部活動は原則中止とする。ただし、次につながる大会やコンクールが2週間以内にある部活動については、感染症対策を徹底した上で、平日2時間以内、土日どちらか1日3時間以内の活動を可とする。

### 女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーテーションを設置
- ・ 不要不急の外出・移動の自粛
- ・ サークル活動は、平日週4日、1日2時間以内とし、県内外問わず他大学との交流や合宿、懇親会を行わない

### 薬科大学

- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、学生が分散して受講する体制にて実施
- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して複数の実習室に分散して実施
- ・ 後期授業開始前において、体調に不安を感じる学生の不安を取り除き、早期に的確に対応するため、希望する学生を対象に、国が提供する検査キットを活用し、唾液PCR検査や抗原検査を実施する。
- ・ 部活動は、9月12日まで活動停止としており、再開時期は今後の感染拡大状況を見極めて判断するが、再開する場合には、「安全な部活動のためのガイドライン」に基づく感染対策を徹底し、顧問の承認のもと自律的に活動するよう周知していく。

### 市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールド

#### などの着用を義務づけて実施

- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに本人と家族の体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、マイクやパソコン等講義に使用した物品は毎回、ドアノブ等複数人が触れる場所は定期的に消毒を実施
- ・ 実習以外でも手指消毒薬を携行し、励行を周知
- ・ うがいや歯磨きの際は、学生同士の距離をおいて、会話を禁じることを徹底
- ・ 食事の際は、各学生の机に飛沫防止用の衝立を設置、黙食を徹底
- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免

#### (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 公立保育所では、衛生面での向上が期待できるお昼寝用ベッドの導入、手洗い場の蛇口の自動水栓化、対面での食事を避けるための2人用机の追加導入、おもちゃを清潔に保つためのおもちゃ用殺菌ロッカーの活用など感染症対策を実施
- ・ 私立保育園等に対しても、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費（お昼寝用ベッドや自動水栓化への補助金など）や衛生用品等の購入費用の助成を実施
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取組として、登園時、登会時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無等を記載）」により、児童、職員の健康管理を徹底

#### (3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト（県作成）」により、感染防止を徹底

- ・ 高齢者福祉施設等に対し、入浴介助サービス時におけるマスクの着用の徹底、入浴介助サービスの回数減や清拭への切り替えなどの検討、利用者の耳元で、大声で話す際は、マスクに加えフェイスシールド着用などを啓発

#### (4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市HPに行政窓口の混雑状況や呼出状況をリアルタイムでお知らせする情報サイト「岐阜市なう！」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底
- ・ 市庁舎などに、非接触式体温計を設置し、来訪者に検温を呼び掛ける。
- ・ エレベーター内での密回避を促すサインの掲示

#### (5) 職員の感染防止対策

##### 勤務形態

###### ① 在宅勤務

###### ② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

###### ③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

###### ④ その他

- ・ 令和3年8月27日以降当面の間は、時間外勤務を原則20時までとする
- ・ 休憩時間の時差取得  
(11時30分～12時30分)
- ・ 執務机の間に飛沫防止板を設置

##### 職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践  
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成

- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック、声かけの徹底
- ・ 共用部での飲食禁止
- ・ 昼食時における「黙食」の励行

#### (6) 自然災害発生時の感染症対策

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

#### (7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来は、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院は、面会禁止としたうえで実施
- ・ 手術、各種検査は、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)は、一部検査の制限を行いつつ実施

## 4 医療・予防体制の充実

### (1) 保健所の体制

#### ① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的疫学調査を実施し、早期終息を目指す

#### ② 感染症対策課の設置

- 令和2年8月3日付で新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に実施

#### ③ 受診・相談センターの設置

- 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

●平日窓口

TEL058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

●休日・夜間窓口

TEL058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

#### ④ 新型コロナワクチン接種対策課の設置

- 令和3年1月4日付で新型コロナワクチン接種対策チームを設置し、4月1日付で新型コロナワクチン接種係に、8月1日付で新型コロナワクチン接種対策課にそれぞれ組織改編し、市民への早期かつ安全なワクチン接種を実施。また、ワクチン接種の実施を全庁横断的に取り組むため、3月10日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部内に、ワクチン接種対策検討会を設置。

### (2) 検査体制等

#### ① 衛生試験所の検査体制

- 1日あたり最大120検体のPCR検査を実施
- 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

#### ② 医療機関内検査

- 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- PCR法等を用いた検査を実施

#### ③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- 岐阜市医師会と連携し設置した「岐阜市地域外来・検査センター」(令和2年6月15日～)にて、週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

#### ④ 高齢者施設等に対する予防的検査

- 国の基本的対処方針に基づき、高齢者施設等の従事者の検査を実施
- PCR法等を用いた検査を実施

- ◆ 高齢者施設等従事者 PCR 検査事業の実績〈4-6 月実施分〉  
対象施設 268 施設のうち 183 施設が受検
- ◆ 介護サービス事業所等従事者 PCR 検査事業〈7-8 月実施分〉  
対象事業所 1,040 事業所のうち 455 事業所が受検(8/25 時点)

#### ⑤ 妊婦の新型コロナウイルス検査

- ・ 強い不安を抱えている、又は基礎疾患を有している出産予定が 2 週間以内の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査に必要な費用を助成

### (3) 宿泊療養施設の弾力的運用(岐阜県)

- ・ 岐阜県が、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」に 470 室、「アパホテル岐阜羽島駅前」に 146 室、「ホテルルートイン岐阜羽島駅前」に 184 室、「ホテルルートイン岐阜県庁南」に 140 室を確保。患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応
- ・ 県において、入院病床のひっ迫を回避するため、宿泊療養施設への入所基準(年齢や症状など)を緩和。それでもなお、入院病床がひっ迫する場合には、より高い医療的ケアを可能とする機能強化を推進。

### (4) 自宅療養の支援体制(岐阜県)

- ・ 県、岐阜市、看護協会により「自宅療養者支援チーム」を設置し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供等の支援を実施
- ・ 岐阜市からは 9 名の職員を派遣
  - ◆ 健康フォローアップ班  
看護師等による定期的な体調確認の実施  
急変時にも対応できるよう 24 時間相談窓口を設置運用
  - ◆ 現地対策班  
パルスオキシメーターや体温計の配布、連絡途絶者の安否確認
  - ◆ 食料支援班  
自宅療養を行うために必要な食料品及び生活必需品を配布

### (5) 災害に準じた医療体制の構築(岐阜県)

- ・ 病院の対応能力を超える入院患者が発生し、通常は入院すべき患者が入院できない状況となった場合には、災害に準じた医療体制として、「岐阜県

メディカルコントロール体制強化事業\*」の枠組みを活用し、入院調整システムを構築・運用

\*県の委託により行う事業で、岐阜大学医学部附属病院の医師 12 名をメディカルコントロール医師として選任し、搬送困難事例の入院調整を交代で実施

## (6) 患者の搬送

- ・ 患者の搬送には、岐阜市が契約したタクシーによる搬送のほか、保健所の要請により消防本部の救急車を必要時に利用

## (7) ワクチン接種

### ① コンセプト

- ・ いつでも、近くで、安心のワクチン接種

### ② 方針

- ・ 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式で接種を進める。

### ③ 接種体制

- ・ 公共施設での接種

◆ 南・北保健センター、市庁舎、小中学校体育館等で、主に土曜・日曜に実施

- ・ 医療機関での接種

◆ 約 220 か所の医療機関で、主に診療日に実施

- ・ 大規模接種（岐阜県）

◆ 岐阜産業会館で、主に土曜・日曜に実施

### ④ 接種順位

- ・ 次の順に接種を実施

1. 医療従事者等

2. 高齢者（高齢者施設等従事者は施設で高齢者と同時接種も可能）

3. 基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者、60 歳～64 歳の者

4. それ以外の者

- ・ それ以外の者の接種については、県が示す接種の優先順位等を踏まえ、人との接触が多い職種等（教職員や幼稚園教諭、保育士等）を優先対象として実施

- ・ 妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産やリスクも高まると言われていることから、妊娠中の方及び配

偶者・パートナーを優先対象として実施

#### ⑤ ワクチン接種スケジュール

- 岐阜市内の 65 歳以上の高齢者(約 123,000 人)のうち接種を希望される方に対し、7 月末までに概ね接種は完了。
- 65 歳以上の高齢者のうち約 85% が 2 回目の接種完了
- 岐阜市内の 12 歳以上の方(約 372,000 人)のうち接種を希望される方に対し、11 月末までの接種完了を目指す。

#### ⑥ 広報

- 接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載した「新型コロナウイルスワクチン接種のご案内」を市内の全戸に配布
- 市公式ホームページに接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載
- SNS や防災行政無線、防災情報メール、地域情報誌等を活用し、広く市民へ周知

#### ⑦ 11 月末までの接種希望者への接種完了に向けた方策

- 公共施設での集団接種を拡充するなど、時間外・休日の接種における医療従事者等の確保のための対策を講じる。
  - 公共施設において、夜間の時間帯での接種を実施
  - 市の実施する公共施設での接種へ、時間外・休日に医師・看護師等を派遣した医療機関に対して協力金を支給
  - 時間外・休日に自施設を集団接種のための会場として提供した医療機関に協力金を支給(1 日当たり 100 人以上に接種を行う医療機関に限る)
  - 時間外・休日に個別接種を実施する医療機関へ協力金を支給

#### <参考>ワクチン接種シミュレーション

岐阜市の人口(12 歳以上)	約 372,000 人
⇒接種想定人数 (高齢者 85%、64 歳以下 78%)	約 298,550 人
⇒高齢者	約 104,550 人
⇒12 歳～64 歳	約 194,000 人

## 5 社会経済活動の支援

### (1) 市民生活の支援

#### ○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

#### ○子ども見守り宅食支援事業

- ・ 学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食材料や弁当を配達しながら子どもの見守りを行うNPO法人等に対し、その経費を支援

#### ○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため学用品費等を援助

#### ○高齢者世帯エアコン購入費等助成

- ・ コロナ禍により、外出自粛等で、自宅に閉じこもりがちな高齢者の健康保持を図るため、経済的事情で自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、購入費用等を助成

#### ○子育て世帯生活支援特別給付金

- ・ 新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給

##### ◆ ひとり親世帯分

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等の児童について、児童1人あたり5万円を支給。

新型コロナウイルスの影響により収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった家計急変者等の要申請者の受付は、令和3年5月10日から令和4年2月28日まで継続中

##### ◆ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童1人あたり5万円を支給。

要申請者の申請受付は、令和4年2月28日まで継続中

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸付が終了するなど特例貸付が利用できな

い世帯に対して、就労等による自立を図るための自立支援金を支給

○コロナ禍における女性と社会のつながりサポート事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化で、生活や仕事、子育て等に関する女性の困難や不安が深刻な状況となる中、そうした女性が社会との絆、つながりを回復できるよう、NPO 法人等の知見を活用し、女性の居場所の提供、個別支援等を実施

(2) 経済再生・就労支援

○ぎふし伴走支援型特別資金

- ・ 中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした融資制度を令和 3 年 4 月 1 日から創設。併せて融資に要する原資も増額

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10 万円を上限に支援

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業

- ・ 市内店舗等での消費を促進するため、非接触型 QR コード等によるキャッシュレス決済を利用した方に対し、利用額の一定割合をポイント還元する。

○オンライン旅行会社を活用した観光促進事業

- ・ オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトにおいて、本市の魅力を特集した広告を掲出することにより、市内への宿泊を誘導し、落ち込んだ観光需要の喚起を図る。

○宿泊割引助成による観光誘客促進事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市内宿泊施設を対象とした宿泊割引キャンペーンを行い、観光需要の喚起を図る。

○農作物の売上減少等への支援

- ・ 岐阜市農業再生協議会（事務局：農林課内）が高収益作物次期作支援交付金（国）の事業実施主体のひとつとなり、国への申請の取りまとめ等を随

## 時実施

### ○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

### ○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を隨時実施

### ○求職者・雇用者支援セミナーの実施

- ・ 求職者を対象とした、スキルアップや就職活動に資する「求職者支援セミナー」や雇用者を対象とした、人材確保や人材定着に資する「雇用者支援セミナー」を実施

### ○WEB 版の合同企業説明会(ぎふ仕事フェア)の開催

- ・ 市主催の WEB での合同企業説明会を令和 2 年度に引き続き開催

## 6 ポストコロナ社会への対応

### (1) デジタルトランスフォーメーションの推進

#### ○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを引き続き提供

#### ○私立保育所等 ICT 化支援

- ・ 私立保育所等が保育士の業務負担軽減のため、ICT システム等を導入するために要した費用の一部を支援

#### ○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

#### (府内事務関連・市民向け)

#### ○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

#### ○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

#### ○AI チャット総合案内サービス

- ・ 行政手続きに関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で 24 時間自動応答するサービスを提供

#### ○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

#### (府内事務関連・職員向け)

#### ○テレワーク環境

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

### ○Web会議

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web会議の利用促進

### (教育のデジタル化)

#### 市立小学校、中学校

- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、1人1台タブレット端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようになる。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

#### 岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

#### 市立幼稚園

- ・ 外部講師とオンラインでつながることで、園の教育活動を充実させる。

#### 岐阜商業高等学校

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

#### 女子短期大学

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）と対面授業の併用割合を概ね半分ずつとする。
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由

で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。

- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線 LAN のアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

### 薬科大学

- ・ 対面授業を基本としつつ、感染拡大状況によっては、速やかに遠隔授業（オンライン講義）に移行できる体制を整備
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）に移行した際、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

### 市立看護専門学校

- ・ 感染拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）や半日講義とするなどの対応を行う。
- ・ 実習についても、状況によって、オンラインによる学内実習などで対応
- ・ 学生が、陽性者や濃厚接触者となった場合には、療養先もしくは待機先で、オンラインによる遠隔授業を受けられる体制や授業の様子を撮影した DVD の視聴ができる体制を整備し、単位修得に向けて支援
- ・ 遠隔授業に移行した際、学習環境の整わない学生に対しては、学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

### 市立保育所

- ・ 地域子育て支援センターの保育士が考えた“子育て中の親子のおうち時間の過ごし方”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信

## （2）新しい生活様式への対応

### ○文化芸術活動支援補助金

- ・ 文化芸術活動の発表の場である公演等の中止・延期を余儀なくされた団体・個人を支援するとともに、市民の文化芸術鑑賞機会の増加を図るために、公演等の動画撮影・配信に対して補助を実施

### ○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ インターネット上で開催される見本市等に自社製品を出展する事業者に対

して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。
- ・ 市の認定を受けたホテルが令和2年8月1日より実施し、プランを提供中
- ・ 岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその配偶者に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施

## 7 令和3年度総合対策の事業体系

これまで、緊急対策（令和2年4月27日発表）、withコロナ総合対策（同年5月17日発表）に基づき、感染拡大フェーズに応じた各種対策事業を実施してきた。

こうした中、国においては、感染症の拡大防止策や、ポストコロナに向けた経済構造の転換などを柱とした「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を同年12月8日に閣議決定するとともに、これに基づく令和2年度第3次補正予算が1月28日に成立し、令和3年度予算とあわせ、「15カ月予算」として切れ目のない対策を講ずるものとされている。

こうした状況を踏まえ、岐阜市の令和2年度3月補正、3年度当初及び補正予算の対策事業の体系として、以下4つの柱を事業規模とともに示したものである。



(※事業規模総額:約191億円)

### 1. 感染拡大防止対策 (事業規模:約7億円・予備費含む)

公共・民間施設や市実施事業等において、消毒液等の衛生対策物品配備(支援)や、3密を避けるための体制確保などにより、感染拡大防止対策に努める。

また、感染症拡大や物品の流通状況などに鑑み、必要に応じ予備費を活用するなど、迅速に対応する。

#### (1) 市民・事業者への感染拡大防止対策

- ・私立保育園等感染症対策支援事業、店舗における感染状況通知システム運用
- など

(2) 市有施設・市事業における感染拡大防止対策

- ・学校、庁舎等市有施設衛生用品整備、特別支援学校スクールバス増便、  
市立保育所屋外遮光ネット取付対応工事、検診・イベント等におけるかかり  
増し経費
- など

2. 医療・予防体制の充実強化（事業規模：約35億円）

国・県の対策とあわせ、ワクチン接種、行政検査、医療機関における検査手数料  
や入院費の公費負担など、医療提供体制や予防・検査体制の充実強化を図る。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種、行政検査、地域外来・検査センター運営、  
医療機関における検査手数料・入院費自己負担相当分の公費負担、妊婦  
等を対象としたPCR検査及び罹患後支援
- など

3. 社会経済活動支援（事業規模：約146億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、所得や収益の減少等により、生活や事  
業活動に影響を受けている市民・事業者に対する支援を行う。

(1) 市民生活の支援

- ・住居確保給付金支給、要保護準要保護児童生徒援助（所得認定基準の  
緩和）、子ども見守り宅食支援、子育て世帯生活支援特別給付金 など

(2) 事業者の支援

- ・中小企業融資対策（貸付金、保証料補填、利子補給等）、キャッシュレス決  
済を活用した地域経済活性化、広告宣伝支援、宿泊割引助成 など

4. 「新たな日常」の構築等推進（事業規模：約3億円）

ポストコロナ社会における新たな日常への転換を図るため、デジタルトランスフォ  
ーメーションの推進や、対面を前提とするなどの既存生活様式からの変革を促す  
観点に立った事業実施を進める。

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

- ・庁内事務における働き方改革対応システム構築、RPA・AI-OCR 等デジ  
タルツールの活用、行政手続のオンライン申請対応、市税・使用料等のキヤ  
ッッシュレス決済の導入
- など

## (2) 新しい生活様式への対応

- ・働き方改革のための次期コミュニケーションツール整備、テレワーク推進  
助成、各種講座等の Web 開催、大学等の遠隔授業対応 など

上記に記載した事業のほか、感染症の状況に応じ、予備費の活用等も含め、迅速な対策を図るなど、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組むものとする。

## 参考 | 令和2年度の緊急対策事業

### (1)「非常事態」総合対策(R2.5.6改定)における対策

**新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策(R2.4.27発表)**

①緊急支援フェーズ		一般会計追加予算額 45,732,324千円 特別会計規制額 10,000千円		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査機器の整備支援</li> </ul> </li> <li>(2)感染拡大防止支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への衛生用品配布等の支援(あらまと納税等の活用)</li> <li>・福祉施設等における衛生用品の購入支援等</li> </ul> </li> <li>(3)病床の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病床確保のための空床補償</li> </ul> </li> <li>(4)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における非接触型体温計の配備</li> <li>・放課後児童クラブ (小学校延長休業等に伴う開設時間延長対応)</li> <li>・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)</li> </ul> </li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民生活への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金(4/27一部専決)</li> <li>・子育て世帯への支援</li> <li>・就学援助</li> <li>・住居確保給付金</li> <li>・奨励手当金の給付</li> </ul> </li> <li>(2)事業者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)</li> <li>・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・雇用調整支援金</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>			<b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査機器の整備支援</li> </ul> </li> <li>(2)感染拡大防止支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への衛生用品配布等の支援(あらまと納税等の活用)</li> <li>・福祉施設等における衛生用品の購入支援等</li> </ul> </li> <li>(3)病床の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病床確保のための空床補償</li> </ul> </li> <li>(4)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における非接触型体温計の配備</li> <li>・放課後児童クラブ (小学校延長休業等に伴う開設時間延長対応)</li> <li>・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)</li> </ul> </li> </ul>	<b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民生活への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金(4/27一部専決)</li> <li>・子育て世帯への支援</li> <li>・就学援助</li> <li>・住居確保給付金</li> <li>・奨励手当金の給付</li> </ul> </li> <li>(2)事業者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)</li> <li>・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・雇用調整支援金</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免</li> </ul> </li> </ul>
<b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査機器の整備支援</li> </ul> </li> <li>(2)感染拡大防止支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への衛生用品配布等の支援(あらまと納税等の活用)</li> <li>・福祉施設等における衛生用品の購入支援等</li> </ul> </li> <li>(3)病床の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病床確保のための空床補償</li> </ul> </li> <li>(4)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における非接触型体温計の配備</li> <li>・放課後児童クラブ (小学校延長休業等に伴う開設時間延長対応)</li> <li>・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)</li> </ul> </li> </ul>	<b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民生活への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金(4/27一部専決)</li> <li>・子育て世帯への支援</li> <li>・就学援助</li> <li>・住居確保給付金</li> <li>・奨励手当金の給付</li> </ul> </li> <li>(2)事業者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)</li> <li>・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・雇用調整支援金</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免</li> </ul> </li> </ul>			
②予備費執行による緊急対策		約0.9億円		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロサイトの開設</li> <li>・薬科大学オンライン講義環境整備</li> <li>・感染症検査機器、患者移送用資機材配備</li> <li>・ワンストップ経営相談窓口の設置</li> <li>・斤舎等相談窓口等の環境整備</li> <li>・(アクリルパーテーション、電話回線増設等)</li> <li>・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; text-align: right;"> <b>回復フェーズ</b>          1 消費需要の喚起          ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)          現在 調査中       </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロサイトの開設</li> <li>・薬科大学オンライン講義環境整備</li> <li>・感染症検査機器、患者移送用資機材配備</li> <li>・ワンストップ経営相談窓口の設置</li> <li>・斤舎等相談窓口等の環境整備</li> <li>・(アクリルパーテーション、電話回線増設等)</li> <li>・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等</li> </ul>	<b>回復フェーズ</b> 1 消費需要の喚起 ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円) 現在 調査中
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロサイトの開設</li> <li>・薬科大学オンライン講義環境整備</li> <li>・感染症検査機器、患者移送用資機材配備</li> <li>・ワンストップ経営相談窓口の設置</li> <li>・斤舎等相談窓口等の環境整備</li> <li>・(アクリルパーテーション、電話回線増設等)</li> <li>・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等</li> </ul>	<b>回復フェーズ</b> 1 消費需要の喚起 ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円) 現在 調査中			

### (2)“withコロナ”総合対策(R2.5.17~)

**新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策**

<p style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;">*緊急対策(R2.4.27発表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査機器の整備支援</li> </ul> </li> <li>(2)感染拡大防止支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への衛生用品配布等の支援(あらまと納税等の活用)</li> <li>・医療施設等における衛生用品の購入支援等</li> </ul> </li> <li>(3)病床の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病床確保のための空床補償</li> </ul> </li> <li>(4)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における非接触型体温計の配備</li> <li>・放課後児童クラブ (小学校延長休業等に伴う開設時間延長対応)</li> <li>・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民生活への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金</li> <li>・子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり親家庭対象)</li> <li>・扶養控除、住居確保給付金</li> </ul> </li> <li>(2)事業者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質無利子無担保融資制度</li> <li>・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・テレワーク等の奨励</li> <li>・ワクチン接種券の販賣</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <b>2 医療提供体制の充実・強化</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場外来(検査センター)の設置(拡張)</li> <li>・PCR検査装置台数自己負担の免除</li> <li>・医療従事者への医療被服の供給</li> <li>・院内感染防止対策の充実</li> <li>・院内感染防止対策医療医療器具整備</li> <li>・医療従事者への迎賓金の支給</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査機器の整備支援</li> </ul> </li> <li>(2)感染拡大防止支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への衛生用品配布等の支援(あらまと納税等の活用)</li> <li>・医療施設等における衛生用品の購入支援等</li> </ul> </li> <li>(3)病床の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病床確保のための空床補償</li> </ul> </li> <li>(4)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における非接触型体温計の配備</li> <li>・放課後児童クラブ (小学校延長休業等に伴う開設時間延長対応)</li> <li>・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)</li> </ul> </li> </ul>		<b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民生活への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金</li> <li>・子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり親家庭対象)</li> <li>・扶養控除、住居確保給付金</li> </ul> </li> <li>(2)事業者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質無利子無担保融資制度</li> <li>・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・テレワーク等の奨励</li> <li>・ワクチン接種券の販賣</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免</li> </ul> </li> </ul>		<b>2 医療提供体制の充実・強化</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場外来(検査センター)の設置(拡張)</li> <li>・PCR検査装置台数自己負担の免除</li> <li>・医療従事者への医療被服の供給</li> <li>・院内感染防止対策の充実</li> <li>・院内感染防止対策医療医療器具整備</li> <li>・医療従事者への迎賓金の支給</li> </ul> </li> </ul>		<p style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;">*withコロナ”総合対策(R2.5.17~)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <b>1 社会経済活動と感染拡大防止対策</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民・事業者の感染拡大防止対策支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への感染拡大防止対策促進支援金</li> <li>・私立保育園、子育て支援施設等の感染拡大防止対策助成金</li> <li>・介護センター等障害者等への事業者扶助支援、施設整備支援</li> <li>・路線バスの20%以上乗車のICカード等への支援</li> <li>・路線バスの20%以上乗車のICカード等への支援</li> <li>・運送会社の車両内防寒装備整備(予算見)</li> </ul> </li> <li>(2)市民・事業者の感染対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人・事業者の感染対策(生活様式の定着)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用・脱着</li> <li>・ソーシャルディスタンスの実践</li> </ul> </li> <li>・市税扶助(現金扶助)の実施</li> <li>・医療機関における感染対策(感染対策料金)</li> <li>・市立小中学校における衛生用品の購入、某若支援員等の配置、ICT教育の推進</li> <li>・特別支援学校(スクールバス)の底火・扶助車両内防寒装備整備(予算見)</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金管理業務の環境整備等</li> <li>・市税等クレジット料金の導入</li> <li>・ひとり親家庭等相続有利の強化</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> <b>3 回復に向けての支援</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学びの充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをはじめ、市立大学生の学年応援団集</li> <li>・市立小中学校に学年担当員を配置</li> </ul> </li> <li>(2)就業支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主導の学び支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等への支援(臨時特別給付金、居住確保給付金)</li> <li>・事業者等への支援</li> <li>・現金扶助料金申請手続料の支給、雇用扶助の促進</li> <li>・市税定期賦課(定期賦課)の免除、併設料料金等</li> <li>・認定こども園等の保育料・通園料における支拂</li> <li>・扶養料扶助の標準基準への実施</li> <li>・学級担任会への実施</li> <li>・指定看護師(利用料)免除額の計算基準における支拂</li> <li>・ハーフ泰半者への支援(コスパル、賃貸バスト)</li> </ul> </li> <li>(3)回復支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設のW-FI環境整備</li> <li>・観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)</li> <li>・キャッシュレス決済を活用した地元経済活性化</li> <li>・イベント実施</li> <li>・広告宣伝事業支援</li> <li>・農業六次産業化支援</li> </ul> </li> </ul> </li></ul></td> </tr> </table>	<b>1 社会経済活動と感染拡大防止対策</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民・事業者の感染拡大防止対策支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への感染拡大防止対策促進支援金</li> <li>・私立保育園、子育て支援施設等の感染拡大防止対策助成金</li> <li>・介護センター等障害者等への事業者扶助支援、施設整備支援</li> <li>・路線バスの20%以上乗車のICカード等への支援</li> <li>・路線バスの20%以上乗車のICカード等への支援</li> <li>・運送会社の車両内防寒装備整備(予算見)</li> </ul> </li> <li>(2)市民・事業者の感染対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人・事業者の感染対策(生活様式の定着)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用・脱着</li> <li>・ソーシャルディスタンスの実践</li> </ul> </li> <li>・市税扶助(現金扶助)の実施</li> <li>・医療機関における感染対策(感染対策料金)</li> <li>・市立小中学校における衛生用品の購入、某若支援員等の配置、ICT教育の推進</li> <li>・特別支援学校(スクールバス)の底火・扶助車両内防寒装備整備(予算見)</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金管理業務の環境整備等</li> <li>・市税等クレジット料金の導入</li> <li>・ひとり親家庭等相続有利の強化</li> </ul> </li> </ul>		<b>3 回復に向けての支援</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学びの充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをはじめ、市立大学生の学年応援団集</li> <li>・市立小中学校に学年担当員を配置</li> </ul> </li> <li>(2)就業支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主導の学び支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等への支援(臨時特別給付金、居住確保給付金)</li> <li>・事業者等への支援</li> <li>・現金扶助料金申請手続料の支給、雇用扶助の促進</li> <li>・市税定期賦課(定期賦課)の免除、併設料料金等</li> <li>・認定こども園等の保育料・通園料における支拂</li> <li>・扶養料扶助の標準基準への実施</li> <li>・学級担任会への実施</li> <li>・指定看護師(利用料)免除額の計算基準における支拂</li> <li>・ハーフ泰半者への支援(コスパル、賃貸バスト)</li> </ul> </li> <li>(3)回復支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設のW-FI環境整備</li> <li>・観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)</li> <li>・キャッシュレス決済を活用した地元経済活性化</li> <li>・イベント実施</li> <li>・広告宣伝事業支援</li> <li>・農業六次産業化支援</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	
<b>1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査機器の整備支援</li> </ul> </li> <li>(2)感染拡大防止支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関への衛生用品配布等の支援(あらまと納税等の活用)</li> <li>・医療施設等における衛生用品の購入支援等</li> </ul> </li> <li>(3)病床の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院病床確保のための空床補償</li> </ul> </li> <li>(4)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等における非接触型体温計の配備</li> <li>・放課後児童クラブ (小学校延長休業等に伴う開設時間延長対応)</li> <li>・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)</li> </ul> </li> </ul>																					
<b>2 市民生活及び事業者への緊急支援</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民生活への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金</li> <li>・子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり親家庭対象)</li> <li>・扶養控除、住居確保給付金</li> </ul> </li> <li>(2)事業者への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質無利子無担保融資制度</li> <li>・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</li> <li>・テレワーク等の奨励</li> <li>・ワクチン接種券の販賣</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免</li> </ul> </li> </ul>																					
<b>2 医療提供体制の充実・強化</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)検査体制の強化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場外来(検査センター)の設置(拡張)</li> <li>・PCR検査装置台数自己負担の免除</li> <li>・医療従事者への医療被服の供給</li> <li>・院内感染防止対策の充実</li> <li>・院内感染防止対策医療医療器具整備</li> <li>・医療従事者への迎賓金の支給</li> </ul> </li> </ul>																					
<b>1 社会経済活動と感染拡大防止対策</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市民・事業者の感染拡大防止対策支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への感染拡大防止対策促進支援金</li> <li>・私立保育園、子育て支援施設等の感染拡大防止対策助成金</li> <li>・介護センター等障害者等への事業者扶助支援、施設整備支援</li> <li>・路線バスの20%以上乗車のICカード等への支援</li> <li>・路線バスの20%以上乗車のICカード等への支援</li> <li>・運送会社の車両内防寒装備整備(予算見)</li> </ul> </li> <li>(2)市民・事業者の感染対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人・事業者の感染対策(生活様式の定着)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用・脱着</li> <li>・ソーシャルディスタンスの実践</li> </ul> </li> <li>・市税扶助(現金扶助)の実施</li> <li>・医療機関における感染対策(感染対策料金)</li> <li>・市立小中学校における衛生用品の購入、某若支援員等の配置、ICT教育の推進</li> <li>・特別支援学校(スクールバス)の底火・扶助車両内防寒装備整備(予算見)</li> </ul> </li> <li>(3)その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金管理業務の環境整備等</li> <li>・市税等クレジット料金の導入</li> <li>・ひとり親家庭等相続有利の強化</li> </ul> </li> </ul>																					
<b>3 回復に向けての支援</b>																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学びの充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをはじめ、市立大学生の学年応援団集</li> <li>・市立小中学校に学年担当員を配置</li> </ul> </li> <li>(2)就業支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主導の学び支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等への支援(臨時特別給付金、居住確保給付金)</li> <li>・事業者等への支援</li> <li>・現金扶助料金申請手続料の支給、雇用扶助の促進</li> <li>・市税定期賦課(定期賦課)の免除、併設料料金等</li> <li>・認定こども園等の保育料・通園料における支拂</li> <li>・扶養料扶助の標準基準への実施</li> <li>・学級担任会への実施</li> <li>・指定看護師(利用料)免除額の計算基準における支拂</li> <li>・ハーフ泰半者への支援(コスパル、賃貸バスト)</li> </ul> </li> <li>(3)回復支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設のW-FI環境整備</li> <li>・観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)</li> <li>・キャッシュレス決済を活用した地元経済活性化</li> <li>・イベント実施</li> <li>・広告宣伝事業支援</li> <li>・農業六次産業化支援</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>																					

## 参考 2 岐阜市における主な対応状況

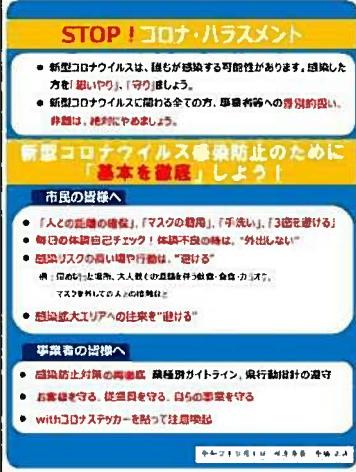
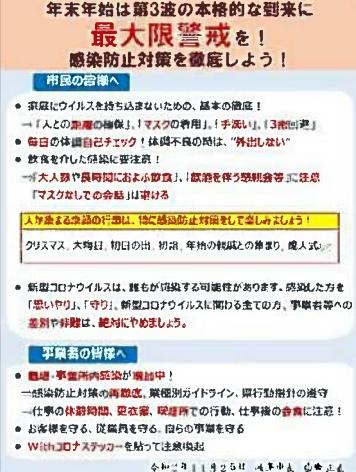
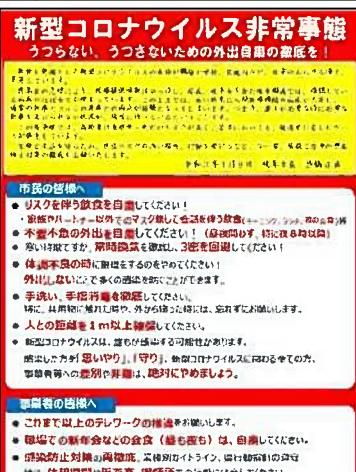
令和 2 年	
1月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
4月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制[感染症対策チームの設置])
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県)
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策) 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令 ※別添1
11 日	市内感染者が50例目を超える
13 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定(特定警戒都道府県)
17 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を発出※別添2
20 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の見直し)
27 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 市長メッセージ発出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ発出(大型連休に向けて)
5月 1 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4 日	政府が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
6 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を発出 ※別添3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県に変更、岐阜

	県は対象区域から外れる
16日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を発出※別添4
25日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
26日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更)
6月5日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第2版))
15日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市withコロナあんしん追跡サービス」を開始
7月22日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を発出※別添5
27日	市内感染者が100例目を超える
31日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を発出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を発出 ※別添6
8月3日	「感染症対策課」を設置
6日	市内感染者が150例目を超える
7日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を発出 ※別添7
9月1日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスマント』宣言」 第7回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第3版)) 市長メッセージ「STOP!コロナ・ハラスマント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を発出※別添8
23日	市内感染者が200例目を超える
10月14日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11月2日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
16日	受診・相談センター(休日・夜間電話相談窓口)を開設
25日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第4版)) 市長メッセージ「年末年始は第3波の本格的な到来に最大限警戒を!感染防止対策を徹底しよう!」を発出 ※別添9
12月14日	岐阜県が第3波「年末年始」集中緊急対策を発令
15日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
22日	市内感染者が500例目を超える
25日	岐阜県が新型コロナ「医療危機事態宣言」発令
31日	岐阜県が「在宅年末年始の徹底」を発令
令和3年	
1月7日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (期間:1月8日~2月7日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
9日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を!」を発出 ※別添10
13日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 (期間:1月14日~2月7日)
14日	岐阜県が緊急事態対策を発令 第2回「岐阜市対策本部会議」開催

16日	市内感染者が1,000例目を超える
22日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見 ※別添11
2月2日	政府が3月7日までの緊急事態宣言延長を決定
4日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催
26日	政府が3月1日以降の、緊急事態宣言の対象区域を1都3県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
3月2日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第5版))
5日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を!」を発出 ※別添12
21日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
23日	第1回「岐阜市対策本部会議」
4月1日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置を発出 (期間:4月5日~5月5日まで 宮崎県、大阪府、兵庫県)
9日	第2回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第6版)) 市長メッセージ「第4波拡大阻止の対策徹底を!」※別添13 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に京都府、沖縄県、東京都を追加
16日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加
23日	第3回「岐阜市対策本部会議」 政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (期間:4月25日~5月11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県) 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更 (期間:4月5日~5月5日まで 宮崎県) (期間:4月12日~5月5日まで 沖縄県) (期間:4月20日~5月11日まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県) (期間:4月25日~5月11日まで 愛媛県)
25日	第1回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「岐阜県『第4波非常事態宣言』~変異株の脅威から皆様を守るために~」※別添14
28日	市内感染者が1,500例目を超える
5月7日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:5月9日~5月31日)
8日	第2回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置 オール岐阜でこの難局を乗り切ろう」※別添15
15日	第3回「岐阜市対策本部会議」
17日	市内感染者が2,000例目を超える
20日	第4回「岐阜市対策本部会議」
23日	第5回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言を発出(期間:5月24日~5月31日)
28日	政府が6月20日までの緊急事態宣言の延長を決定 (対象都道府県:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県) 政府が6月20日までの特措法に基づくまん延防止等重点措置の延長を決定 (対象県:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県)
29日	第6回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言の延長(期間:5月24日~6月20日) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置及び岐阜市緊急事態宣言の継続」※別添16
6月1日	「新型コロナウイルス感染対策 知事・市長 共同メッセージ」発出
9日	第7回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜

	市総合対策(第7版)(案))
17日	政府が21日以降のまん延防止等重点措置の実施区域を変更。岐阜県は対象区域から外れる。
18日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市緊急事態宣言の解除 6月21日～ 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急事態宣言を解除 第4波終息へ対策継続を」※別添17
22日	「新型コロナウイルス感染症 知事・市長 共同メッセージ」発出
7月3日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏に向けた第5波阻止の対策を」※別添18
20日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏の感染リスクに十分な警戒を」※別添19
8月1日	保健所に新型コロナワクチン接種対策課を新たに設置
6日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症『第5波』対策について～お盆を控えて～」※別添20 黙職啓発ポスターの発出
14日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 オール岐阜市『生命の防衛』宣言～生命(いのち)を守る強い行動自制を～」※別添21
17日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:8月20日～9月12日) 第13回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市緊急事態宣言」発出(期間:8月20日～9月12日) 岐阜市の1日あたり陽性公表者数が101人と初めて3桁を記録 市内感染者が3,000例を超える
20日	第14回「岐阜市対策本部会議」開催 県において「自宅療養者支援チーム」の発足(市職員9名出向)
21日	岐阜県による自宅療養開始
25日	政府が特措法に基づく緊急事態措置区域に岐阜県を指定 (期間:8月27日～9月12日) 第15回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置区域指定 第5波緊急対策」※別添22
9月1日	第16回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第8版)(案))



別添8	令和2年9月1日	別添11	令和3年1月22日
			<p>高齢者福祉施設等において、感染防止対策を徹底しよう！</p> <p>— オール岐阜市で取り組もう！ —</p> <p>高齢者福祉施設等の従事者の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入浴介助サービスの際は、「マスク」を着用してください。</li> <li>また、必要に応じて、「入浴介助サービスの回数端末」や「清拭（いしょ）」への切り替えなどでの検討をお願いします。</li> </ul> <p>利用料金の算定で大きな声で出す必要がある場合は、「マスク+ライスシャンプー」の費用をお願いします。</p> <p>施設内の換気扇は24時間稼働して、「常時換気」の徹底をお願いします。</p> <p>日常生活でも「マスクの着用」、「手洗い、手指消毒」、「三密の回避」の徹底をお願いします。</p> <p>本市の「済生会岐阜の加入費に係る補助金」を積極的に活用して、一層の感染防止対策をお願いします。</p> <p>市民の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者は重症化リスクが高いため、「感染防止対策」の徹底をお願いします。</li> <li>田舎・里山で密着が避けられない方、遠距離を利用される際は、「マスクの着用」をお願いします。</li> <li>入浴介助サービスにおけるリスク軽減に、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。</li> </ul> <p>令和3年1月22日 岐阜市長 木原 正志</p>
別添9	令和2年11月25日	別添12	令和3年3月5日
			<p>感染の再拡大を防ぐため withコロナの対策徹底を！</p> <p>令和3年1月25日 岐阜市長 木原 正志</p> <p>市民の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「入浴の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」</li> <li>毎日の体温自己チェック！ 体調不良の時は、「外出しない」</li> <li>包装紙入りの食事に変更！</li> <li>お家様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る</li> <li>Withコロナステッカーを貼って注意喚起</li> </ul> <p>クリスマス、大晦日、初日の出、初詣、年始のお祝いとの兼ね合い</p> <p>新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「悪いやり」、「守り」。新型コロナウイルスに巻き込む全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。</p> <p>平成29年1月25日 岐阜市長 木原 正志</p>
別添10	令和3年1月9日	別添13	令和3年4月9日
			<p>第4波拡大阻止の 対策徹底を！</p> <p>令和3年4月9日 岐阜市長 木原 正志</p> <p>市民の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マスクを厚め飲食を自粛してください！</li> <li>・家族内ルートでのマスク着用・会話を厚め飲食(ランチ、ラーメン等)</li> <li>・不適な外の外出を自粛してください！(必ず隠す、密接する時以外)</li> <li>・高いリスクは、隔離検査を受けてください！</li> <li>・体温正常の時に検査をするのをやめてください！</li> <li>・外出しないで多くの店舗を訪れてください。</li> <li>・手洗い、手指消毒を徹底してください。</li> <li>・人の距離を1m以上確保してください。</li> <li>・新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。</li> <li>・感染した方「悪いやり」、「守り」。新型コロナウイルスに巻き込む全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。</li> </ul> <p>事業者等の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで以上のテレワークの推進をお願いします。</li> <li>施設での新年会などの会食（盛り置き）は、自粛してください。</li> <li>感染防止対策の実施度、実施割合ライン、通行制約の設定等に、休憩時間や休憩場所での giochi(遊び)を禁止してください。</li> </ul>





# コロナ社会を生き抜く行動指針

令和3年8月27日 変更

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

## はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともに生きる（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。  
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

## 【参考：緊急事態措置等に関する経緯】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記区域からの除外

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

令和3年3月1日

上記区域からの除外

令和3年5月9日

「まん延防止等重点措置」区域に指定

令和3年6月21日

上記区域からの除外

令和3年8月20日

「まん延防止等重点措置」区域に指定

令和3年8月27日

上記区域からの除外

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

## 目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	5
(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	8
② 小売業（スーパー・マーケット、各種物販店）	9
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	10
④ 遊技施設等 〔カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター〕	11
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	13
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	14
3 県の催事施設	
共通する事項	17
(1) 屋内の催事施設	18
(2) 屋外の催事施設	19
(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	20

## 1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。
- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「自らの体調管理の徹底」の4つの習慣を
  - 人との距離の確保
    - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
    - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
    - ・ できる限り予約を取って外出しましょう。
  - マスクの着用
    - ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可) 特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。
  - 手洗いの励行
    - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
  - 自らの体調管理の徹底
    - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
    - ・ 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。)
- 高感染リスクから遠ざかりましょう
  - 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意が必要です。  
(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

○ワクチンを接種された皆さんへ

- ・ ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
- ・ ワクチンを接種してから免疫がつくまでに12日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%程度と高いものの、決して100%ではありません。
- ・ ワクチンを接種した後も決して油断せず、「マスク着用」、「手洗い・消毒」、「三密のうち一つでも回避」、「体調不良のときは行動ストップ」といった、基本的な感染対策の徹底の継続をお願いします。

## 2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

### (1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

#### ① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none"><li>各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝ぎふコロナガード）を選任。</li><li>日々の感染対策確認のための「チェックシート」を用意。</li><li>発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。</li></ul>

#### ② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none"><li>・ テーブル、イス等の削減等により確保。</li></ul></li><li>行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。</li></ul></li></ul>
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>入場制限<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロ</li></ul></li></ul>

	ールや、営業時間の短縮等。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入場時の健康確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場をお断りする（ポスター等により徹底）。</li> </ul> </li> </ul>
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 勤務体系・勤務場所の分散 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。</li> <li>・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。</li> <li>・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。</li> </ul> </li> </ul>

### ③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 頻繁な換気 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>※エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は1時間に最低2回、1回に付き5分以上の複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行う。</p>

### ④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員のマスク着用（必須） <ul style="list-style-type: none"> <li>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</li> </ul> </li> <li>○ 入場者のマスク着用（励行徹底） <ul style="list-style-type: none"> <li>（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）</li> </ul> </li> <li>○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人が対面する場所や執務室は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。</li> </ul> </li> </ul>

	・会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。
--	-----------------------

## ⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。</li> <li>・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。</li> <li>・ 手指消毒設備設置場所にはポスターや張り紙等で使用促進を掲示。</li> <li>・ ペーパータオルの設置(トイレ等での共用のタオルの使用禁止)。</li> </ul>
施設・物品の清掃・消毒	<p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底(原則として、アルコールを含浸した不織布を使用する。便器等は次亜塩素酸ナトリウムの適正な希釀濃度での使用も可能。)</li> <li>・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分(キーボードなど)について〕 〔では、使用者の手指消毒を徹底。〕</li> <li>・ 不特定多数が触れる部分の周辺になるべく手指消毒設備を設置。</li> </ul>
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り(ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄)。</li> <li>・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。</li> <li>・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手洗い。</li> <li>・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。</li> </ul>
従業員の対策	<p>○ 毎日、従業員の健康チェック(必要に応じ検温)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体調不良(家族も含む)の場合は必ず休養。</li> <li>・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。</li> <li>・ 日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。)</li> </ul>
入場者の周知	<p>○ 入場者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。</li> </ul>

## (2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項 (個別事項)

### ① 飲食店（接待を伴う飲食以外。屋内外を問わない。）

- 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。
  - ・利用者に対して、可能な限りマスクの着用等により、飛沫防止対策の徹底を呼び掛ける。
  - ・テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
  - ・テーブル上も可能な限りの飛沫防止対策を。
  - ・入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
  - ・列の間隔を確保する床サイン等を実施。
  - ・酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
  - ・個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
  - ・入店時の手指消毒の徹底。
  - ・多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- ・チケット自動販売機のスイッチ
  - ・テーブル、イス、メニュー・ブック、呼出ベル
  - ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
  - ・食器、コップ、箸、スプーン

(※ 使い捨て物品採用も検討)

- ・新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- (例)
- ・食事を終えたらマスクを着用しましょう
  - ・手指衛生を徹底しましょう。
  - ・空いている時間帯に食事をしましょう
  - ・長時間の滞在は控えましょう
  - ・レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
  - ・大声での会話は控えましょう
  - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- ・休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- ・高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- ・タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- ・入店時の手指消毒の徹底。
- ・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・ショッピングカートの手すり
  - ・買い物かご
  - ・セルフレジのタッチパネル
  - ・レジテーブル
  - ・商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とする

とともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- ・試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) 

- ・必ずマスクを着用しましょう
- ・手指衛生を徹底しましょう
- ・買い物は少人数でしましょう
- ・空いている時間に買い物をしましょう
- ・短時間で買い物をしましょう
- ・レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- ・買いだめや買い急ぎは控えましょう
- ・買い物の回数を減らしましょう
- ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

### ③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- ・宿泊予約人数の制限。
- ・人と人との対面する場所（受付等）や執務室は、距離を保つ又はアクリル板・ビニールカーテン等で飛沫感染を防止。
- ・浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ・ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、そのうちの「3密」の状態（そのうちの「1密」でも注意）を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- ・浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- ・多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。
- ・特に特定多数の人が触れる環境表面を触った後は手指衛生を徹底するよう依頼。

(例) ・ テーブル、イス、メニュー・ブック、呼出ベル  
・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等  
・ 食器、コップ、箸、スプーン  
(※ 使い捨て物品採用も検討)  
・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー  
・ エレベーター内外のボタンや手すり等、ロビーのテーブル、カウンター  
・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ  
・ 貸し出し器具  
・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー  
・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
  - ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- (例) ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう  
・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう  
・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

#### ④ 遊技施設等

##### <カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用者に対して、マスクの着用等により、飛沫防止対策の徹底を呼び掛ける。
- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。

- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、一人一人の使用毎にアルコール含浸不織布などでの消毒を実施。

(例)   ・カラオケ機のリモコン、マイク  
       ・食器、コップ、箸、スプーン、調味料等  
       (※  使い捨て物品採用も検討)  
       ・テーブル、イス、メニュー booklet、電話、水差し等  
       ・個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・ 特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

(例)   ・歌唱中もマスクを着用しましょう  
       ・手指衛生を徹底しましょう  
       ・空いている時間帯に利用しましょう  
       ・長時間の滞在は控えましょう  
       ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう  
       ・大声での会話は控えましょう  
       ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

### ＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)   ・パチンコ台のハンドル等  
       ・スロット台のボタン、レバー等  
       ・玉、玉貸機スイッチ

- ・メダル、メダル貸出機スイッチ
- ・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- (例)
- ・遊技中もマスクを着用しましょう
  - ・手指衛生を徹底しましょう
  - ・空いている時間帯に利用しましょう
  - ・長時間の滞在は控えましょう
  - ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
  - ・大声での会話は控えましょう
  - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

## ⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、フィジカル・ディスタンス（物理的距離）の確保をはじめとする対策を実施する。
  - ・対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のフィジカル・ディスタンスの確保。
  - ・従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
  - ・従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
  - ・カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーテーションの設置の上で歌唱。
  - ・歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
  - ・大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
  - ・更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
  - ・つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
  - ・多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・テーブル、イス、メニュー書類、呼出ベル

- ・アイスペール、マドラー
  - ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
  - ・食器、コップ、箸、スプーン  
(※ 使い捨て物品採用も検討)
  - ・カラオケ機のリモコン、マイク
- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。
  - (例) ・必ずマスクを着用しましょう
  - ・手指衛生を徹底しましょう
  - ・長時間の滞在は控えましょう
  - ・大声での会話は控えましょう
  - ・できるだけマスクを着用しましょう
  - ・トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
  - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
- ・仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

## ⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

### <スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・利用者同士の間隔が取れない場合等は、集団レッスンの中止も検討。
- ・更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・トレーニングマシン、トレッドミル  
・ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・ 特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう  
 ・手指衛生を徹底しましょう  
 ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください  
 ・長時間の滞在は控えましょう  
 ・人ととの間隔を適切に保ちましょう  
 ・大声での会話は控えましょう  
 ・空いている時間帯に利用しましょう

### <マッサージ等>

- マッサージ等のサービスは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

### <理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
- ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

### <合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（でき

るだけ2m。最低1m。)

- ・円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・歌唱する者以外はマスク着用。
- ・エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサークュレーターの外部に向けた使用等を行う。
- ・レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

### <マージャン店>

○マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。

- ・マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
- ・サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
- ・マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
- ・飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。
- ・プレイヤーはゲーム中、常にマスクを着用する。
- ・飲水以外の食事は原則避け、食事する場合は無言で終了後直ちにマスクを着用する。
- ・麻雀卓での喫煙は原則禁止。
- ・エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサークュレーターの外部に向けた使用等を行う。

### 3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。

なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、イベントの開催時にはイベントの特性によって、県への事前相談や事後対応等が必要になる場合がある。イベント主催者は以下の県 HP を参照の上、適切に対応いただきたい。

県 HP : <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>

#### ※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避（そのうちの1密でも注意）、手洗い・マスク着用を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避（そのうちの1密でも注意）を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための

適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年8月25日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に準拠する。

収容率※1	人数上限※1
50%	5,000人

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

（注）必要な感染防止策（以下）が担保されることが前提。

- (1) 徹底した感染防止等：①マスク常時着用の担保、②大声を出さないことの担保
- (2) 基本的な感染防止等：③（1）①～②の奨励、④手洗、⑤消毒、⑥換気、⑦密集の回避、⑧身体的距離の確保、⑨飲食の制限、⑩参加者の制限、⑪参加者の把握、⑫演者の行動管理、⑬催物前後の行動管理、⑭ガイドライン遵守の旨の公表
- (3) イベント開催の共通の前提：⑮入退場やエリア内の行動管理、⑯地域の感染状況に応じた対応

## （1）屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- （例）・受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ  
・共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- （例）・必ずマスクを着用しましょう  
・空いている時間帯に利用しましょう  
・手指衛生を徹底しましょう  
・長時間の滞在は控えましょう  
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
・大声での会話は控えましょう  
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。
  - グループ討論、ワークショップ方式の講座等
  - (例) 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション
- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

## (2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。
  - (例) 自動販売機のスイッチ  
屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
  - (例) 必ずマスクを着用しましょう  
空いている時間帯に利用しましょう  
手指衛生を徹底しましょう  
長時間の滞在は控えましょう  
受付に並ぶ際は距離を保ちましょう  
発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。
  - (例) 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

### (3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

#### <主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。  
(例：握手会など)

#### <ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。（できるだけ 2m。最低 1m。）
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの 3 密回避（そのうちの 1 密でも注意）。

#### <観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

#### <ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3 密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加

させないよう徹底。

- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避（そのうちの1密でも注意）の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避（そのうちの1密でも注意）等、基本的な感染防止対策の徹底。

# 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第8版）改定

10月1日（金）以降は、以下の取り扱いに変更する。

## 2 イベント、市有施設等の対応方針

### （1） イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベント及び各種講座の開催にあたっては、県のコロナ社会を生き抜く行動指針（以下、「県の指針」とする。）に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

### （2） 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。